

○高山市都市公園条例

昭和41年12月26日

条例第30号

改正 昭和47年3月27日条例第42号  
昭和48年3月29日条例第53号  
昭和49年3月25日条例第40号  
昭和50年3月20日条例第37号  
昭和51年3月27日条例第54号  
昭和51年12月24日条例第28号  
昭和53年3月28日条例第38号  
昭和53年9月27日条例第18号  
昭和55年3月28日条例第22号  
昭和56年3月26日条例第23号  
昭和58年3月23日条例第30号  
昭和59年3月28日条例第35号  
昭和60年6月19日条例第4号  
平成3年10月9日条例第7号  
平成9年3月21日条例第27号  
平成10年3月24日条例第27号  
平成17年3月28日条例第69号  
平成17年9月30日条例第9号  
平成18年3月27日条例第33号  
平成18年6月23日条例第4号  
平成25年3月29日条例第27号  
平成26年3月27日条例第18号  
平成31年3月25日条例第28号  
令和元年9月30日条例第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(平24条例27・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）に定めるところによる。

(平24条例27・一部改正)

(設置等)

第3条 市長は、都市公園を設置するときは、法第2条の2の規定に基づき、告示しなければならない。

2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(平24条例27・一部改正)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の都市計画区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 市の市街地内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平24条例27・追加)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の標準を次のとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例27・追加)

(公園施設の設置基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第1号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、100

分の10を限度として、同項第2号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(平24条例27・追加)

(指定管理者による管理)

第3条の5 次に掲げる都市公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 城山公園
- (2) 中山公園
- (3) 松倉シンボル広場
- (4) 原山市民公園
- (5) 友好の丘
- (6) 昭和児童公園

(平24条例27・旧第3条の2線下、平30条例28・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条の6 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、指定施設の管理を適正に行わなければならない。

(平24条例27・旧第3条の3線下)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の7 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定施設における第5条第1項各号に掲げる行為の許可、取消し、制限及び中止に関する業務
- (2) 指定施設における第5条第1項各号に掲げる行為に係る使用料の徴収及び減免に関する業務
- (3) 指定施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平24条例27・旧第3条の4線下)

## 第2章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第4条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取若しくは損傷すること。

- (3) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (4) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- (8) たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(平24条例27・一部改正)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定施設における次の各号に掲げる行為にあつては、指定管理者。第4項ただし書、第11条及び第11条の2を除き以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興行を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、指定管理者が許可を与える場合は、市長の承認を得なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による許可に際し、都市公園の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。

(平24条例27・一部改正)

(許可の特例)

第6条 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定による条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 公園施設を設置する場合

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事实施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理する場合

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 既に受けた許可の番号及び年月日
- ウ 変更する事項及び変更の理由
- エ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の規定による条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用の目的
- (3) 占用の期間
- (4) 占用の場所
- (5) 工作物その他の物件又は施設の構造
- (6) 占用物件の管理の方法
- (7) 工事实施の方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) 都市公園の復旧方法
- (10) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項 ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行なうもの  
(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証人)

第10条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可の際、保証人を立てさせることができる。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。ただし、指定施設における第5条第1項各号に掲げる行為に係る使用料については、同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表に掲げる額の使用料に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。
- 4 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項又は第2項の使用料の全部又は一部を減免することができる。ただし、指定施設における第5条第1項各号に係る第1項又は第2項の使用料については、公益上その他市長が特別の理由があると認めるときは、指定管理者において、その全部又は一部を減免することができる。

(平25条例18・令元条例14・一部改正)

(使用料の収入)

第11条の2 市長は、指定管理者に指定施設における第5条第1項各号に掲げる行為に係る使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(立入検査)

第12条 市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について、報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができる。

- 2 前項に規定する当該職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(届出)

第14条 次の各号の一に該当する場合には、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域等についての準用)

第15条 第4条から第14条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の特例)

第15条の2 第3条第1項の規定により設置された都市公園のうち中山公園の管理については、別に条例で定めるところによる。

(平24条例27・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 罰則

(過料)

第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

- (1) 第4条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条第1項又は第3項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第1項又は第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に権原に基づいて都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいて、なお当該行為をすることができるものとされている期間は、従前と同様の条件により当該行為をすることについて第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

付 則 (昭和47年3月27日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年3月29日条例第53号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月25日条例第40号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月20日条例第37号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月27日条例第54号)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。ただし、この条例施行後許可事項の変更により期間を延長した場合の延長期間にかかる使用料の額は、この条例による改正後の高山市都市公園条例の規定により算定する。

附 則 (昭和51年12月24日条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年3月28日条例第38号)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後許可事項の変更により期間を延長した場合の延長期間に係る使用料の額は、この条例による改正後の高山市都市公園条例の規定により算定する。

附 則 (昭和53年9月27日条例第18号)

この条例は、市の規則で定める日から施行する。

[昭和53年10月市規則第35号により、同53年10月22日から施行]

附 則 (昭和55年3月28日条例第22号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高山市都市公園条例別表の規定は、昭和55年4月1日以後に交付する納入の通知書に係る使用料について適用し、この条例施行の際既に交付されている納入の通知書に係る使用料

については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月26日条例第23号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高山市都市公園条例別表の規定は、昭和56年4月1日以後に交付する納入通知書に係る使用料について適用し、この条例施行の際既に交付されている納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月23日条例第30号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高山市都市公園条例別表の規定は、昭和58年4月1日以後に交付する納入通知書に係る使用料について適用し、この条例施行の際既に交付されている納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月28日条例第35号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の高山市道路占用料条例、高山市都市公園条例、高山市下水道条例及び高山市都市下水路条例別表の規定により、既に交付されている納入通知書に係る占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年6月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月9日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この条例による改正後の（中略）高山市都市公園条例第11条第2項（中略）の占用又は使用の規定は、平成4年4月1日以後に占用又は使用を許可する占用料又は使用料について適用し、同日前に占用又は使用を許可した占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月21日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 3 この条例による改正後の（中略）高山市都市公園条例第11条第2項（中略）の占用又は使用の規定は、施行日以後に占用又は使用を許可する占用料又は使用料について適用し、同日前に占用又は使用を許可した占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。  
（高山市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例施行前に、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条の規定により許可を受けたことにより

都市公園を占有していた者が、この条例施行以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る平成10年度以後の各年度の使用料の額は、第2条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条の規定により算出した当該占有物件に係る平成10年度以後の各年度の使用料の額（以下「新使用料額」という。）が当該占有物件に係る平成9年度の使用料の額に平成9年4月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、当該調整使用料額とする。

附 則（平成17年3月28日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第9号抄）

改正 平成18年3月27日条例第33号

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

〔平成18年2月規則第39号により、平成18年4月1日から施行〕

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後のそれぞれの条例における施設の使用等に係る料金の規定は、施行日以後の使用等に係る料金について適用し、同日前の使用等に係る料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成18年3月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

〔平成18年12月規則第42号により、平成19年4月1日から施行。ただし、友好の丘に係る部分を除く。〕

〔平成21年3月規則第67号により、平成21年4月1日から施行。ただし、友好の丘に係る部分に限る。〕

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後のそれぞれの条例における施設の使用等に係る料金の規定は、施行日以後の使用等に係る料金について適用し、同日前の使用等に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後のそれぞれの条例の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月29日条例第27号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第18号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 この条例第20条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第22条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第29条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 2 この条例第21条の規定による改正後の高山市法定外公共物の管理に関する条例の別表の規定は、施行日以後の使用等に対する使用料等について適用し、施行日前の使用等に対する使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月25日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の高山市都市公園条例の規定により都市公園の管理を行うための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年9月30日条例第14号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 第19条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第21条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第30条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

使用料

区分		単位	使用料（円）	
公園施設を設ける場合		1平方メートル1年	1,000	
		1平方メートル1月	200	
		1平方メートル1日	100	
公園施設を管理する場合		1平方メートル1年	1,500	
		1平方メートル1月	300	
		1平方メートル1日	200	
都市	電柱	1本1年	1,800	
公園	電話柱	1本1年	1,100	
を占 用す る場 合	地下埋設物	長さ1メートルにつき1年	外径が0.1メートル未満のもの	55
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	82
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110
			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	220
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	550
			外径が1メートル以上もの	1,100
		変圧塔その他これに類するもの	1基1年	1,600
	工事中材料置場その他これに類するもの	1平方メートル1月	370	
	その他の占用	1平方メートル1日	37	
都市	販売、募金その他これらに類する行為を行う場合	1人1日	200	
公園	業として写真撮影を行う場合	1人1日	200	
にお	業として映画撮影を行う場合	1件1日	4,000	
いて	興業を行う場合	1件1日	6,000	
行為	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行	1平方メートル1日	10	
をす る場 合	為を行う場合			

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる長さに1メートルに満たない端数があるときは、その端数を1メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間に1月に満たない端数があるときは、その端数が15日以上あ

るときは1月分、15日に満たないときは半月分として計算する。

4 使用料の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないときは、使用期間が開始し、又は終了する日の属する月を含めて月割で計算する。

5 電柱及び電話柱には、支線、支柱及び架空線が含まれるものとする。

○都市公園

都市公園の名称	都市公園の位置	面積	開設年月日
城山公園	高山市城山、堀端町、神明町3丁目、神明町4丁目、春日町及び馬場町1丁目の各一部	24.63ha	昭和31年10月15日
北山公園	高山市三福寺町、左京町、八幡町及び大新町3、4丁目の各一部	0.91ha	昭和31年10月15日
日の出児童公園	高山市日の出町2丁目63番地	0.21ha	昭和46年11月7日
赤保木公園	高山市赤保木町1636番地の6ほか	2.32ha	昭和47年3月31日
山王児童公園	高山市城山134番地の一部	0.17ha	昭和47年11月27日
宮川緑地公園	高山市七日町3丁目、桐生町1丁目及び大新町4丁目の各一部	2.31ha	昭和48年3月31日
緑ヶ丘児童公園	高山市緑ヶ丘町1丁目140番地	0.17ha	昭和50年3月31日
中山公園	高山市山田町、下林町の各一部	12.91ha	昭和51年11月1日
守ヶ丘児童公園	高山市松之木町2693番地の7	0.12ha	昭和55年12月1日
上岡本児童公園	高山市上岡本町4丁目348番地ほか	0.07ha	昭和59年10月11日
石ヶ谷児童公園	高山市上岡本町6丁目98番地	0.11ha	昭和60年4月25日
市制50周年記念公園 中橋公園	高山市川原町50番地の4ほか	0.03ha	昭和62年3月27日
花里児童公園	高山市千島町231番地の4ほか	0.10ha	昭和62年11月17日
松倉シンボル広場	高山市上岡本町、松倉町の各一部	0.56ha	平成3年1月16日
大雄寺広場	高山市若達町1丁目67番地ほか	0.05ha	平成3年1月16日
上枝村役場跡広場	高山市下林町508番地の1ほか	0.06ha	平成3年1月16日
黒岩広場	高山市松本町1928番地の2の一部	0.04ha	平成3年3月30日
風土記の丘史跡公園 古墳広場	高山市赤保木町822番地ほか	0.25ha	平成5年3月31日
風土記の丘史跡公園 古代集落の里	高山市赤保木町400番地の2ほか	1.03ha	平成5年11月28日
車田史跡公園	高山市松之木町1775番地	0.19ha	平成6年3月31日

中山の里ふれあい公園	高山市中山町341番地	0.30ha	平成6年3月31日
中山の里ふれあい公園 (第2)	高山市中山町131番地	0.13ha	平成7年3月31日
市民広場	高山市朝日町41番地の1	0.12ha	平成8年3月31日
荏名公園	高山市江名子町2600番地の109ほか	0.15ha	平成9年7月1日
原山市民公園	高山市新宮町の一部	8.45ha	平成12年4月1日
くぬぎ公園	高山市三福寺町、松之木町、曙町の各一部	0.43ha	平成12年12月1日
宮川水辺ふれあい公園	高山市下三之町、大新町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、本町3丁目、4丁目、七日町1丁目、2丁目、3丁目の各一部	2.23ha	平成13年3月31日
川上別邸史跡公園	高山市島川原町の一部	0.11ha	平成13年11月1日
中山さわやか公園	高山市中山町の一部	0.16ha	平成14年5月1日
友好の丘	高山市上岡本町1丁目及び西之一色町3丁目の各一部	0.39ha	平成15年3月31日
国分尼寺史跡広場	高山市岡本町2丁目の一部	0.08ha	平成16年3月31日
七日町広場	高山市七日町2丁目の一部	0.03ha	平成16年7月15日
昭和児童公園	高山市昭和町2丁目の一部	0.26ha	平成17年7月21日
アルプス展望公園 「スカイパーク」	高山市上岡本町7丁目の一部	3.44ha	平成21年4月1日
まちの博物館公園	高山市馬場町2丁目の一部	0.03ha	平成22年4月1日
こくふふれあい公園	高山市国府町広瀬町の一部	0.21ha	平成26年4月1日